

第7章 防災

危機管理課、災害対策課

第1節 地震対策

本市においては、東海地震、大正型関東地震をはじめ、6つの地震の発生が懸念されている。

本市の地震防災対策は、昭和53年12月の大規模地震対策特別措置法の施行に基づき、翌54年8月に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されて以来、地域住民に対して防災意識の普及や減災施策の展開に努めてきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震による被害もさることながら、想定をはるかに超える巨大津波により岩手県、宮城県及び福島県などを中心とした東北地方太平洋側の沿岸部一帯において、多くの人命や財産が失われる事態となった。

本市では幸いにして大きな被害はなかったものの、「平塚市地域防災計画」の改訂とともに、特に津波対策を中心に、帰宅困難者対策、避難対策など防災、減災対策の更なる充実、強化を推進してきた。

その後、本市は、平成25年12月の首都直下地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に基づき、翌26年3月に首都直下地震に係る首都直下地震緊急対策区域、南海トラフ地震に係る南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された。

平成27年に神奈川県が新たな地震被害想定及び津波浸水想定を公表し、特に、想定される津波高さや浸水想定の見直されたことから、津波対策の充実を図っている。

また、平成28年熊本地震において課題となった物資供給の教訓を踏まえ、備蓄の拡充等を図っている。

今後も引き続き、自助・共助・公助の密接な連携のもと地震防災対策の強化を推進していく。

1 平成28年度主要事業

- (1) 女性防災コミュニティ講座を1回実施し、63人が参加した。
- (2) 平成28年度土砂災害対策訓練では、平成27年度に実施した土砂災害対策訓練で作成した手作りの災害マップを参考にまち歩きを実施し、現場を目で見て確認し、同時に写真撮影した。この写真を同マップに追加することで、具体的に場所を想像できるよう拡充させた。
- (3) 地域防災活動者育成研修を行い、起震車による地震体験、自主防災組織で行う救出・救護訓練を実施した。
- (4) 津波避難訓練を平成28年11月5日に実施した。撫子原地区、花水台地区及び高齢者福祉施設の協力のもと、神奈川県津波浸水想定図をもとに、自宅から浸水域外まで最短距離で到達したうえで平塚工科高校まで避難する訓練を行い、81人が参加した。
- (5) 市民を対象とした防災講演会「避難所の実態」と「決め手は耐震補強」をテーマに平成29年2月4日に開催し、394人が来場した。
- (6) 自主防災組織の防災訓練を延べ311回実施し、10,759人が参加した。

- (7) 平成 29 年 3 月に「平塚市地震防災マップ、津波ハザードマップ」を更新し、全戸配布した。
- (8) 延焼火災の危険性が高い地区（狭い道路が多く家屋が密集している地区）を対象に感震ブレイカーを配布した。
- (9) 津波に対する警戒を呼び掛けるための海拔表示板を、ドラッグストア（18 箇所）に新たに増設し、既存の東電柱（249 箇所）や郵便局（21 箇所）、公民館（25 箇所）、その他公共施設（31 箇所）、民間幼稚園、民間保育園、放課後児童クラブ（86 箇所）と合わせ、合計 430 箇所とした。
- (10) 熊本地震において課題となった、「ラストワンマイル問題」（拠点から避難所へ物資等を届けられなかった問題）の教訓から、テント付き簡易組立洋式トイレ 281 基、プライベートルーム 104 台、避難所用バルーン照明器具 25 台を配備した。

第 2 節 風水害対策

大雨や台風などの風水害については、気象情報会社による 24 時間体制での平塚市に特化した気象監視や解析を行う「防災気象情報システム」を充実し、市民へのいち早い情報提供に努めるとともに、市の組織体制として、気象情報や被害状況等に応じて初期対応体制、警戒体制、風水害警戒本部及び災害対策本部などの体制をもって災害に備えている。また、神奈川県との協定に基づき、市内の急傾斜地崩壊危険区域の内、土屋東、岡崎の 2 箇所に対し、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係わる経費の一部を負担した。

第 3 節 自主防災組織

大地震等により災害が発生した場合は、市の全機能を投入するとともに防災関係機関と綿密な連絡をとり、全力をあげて防災活動を行うが、その被害が広範にわたり、しかも多種多様な被害が発生すると、防災活動を全市域で同時に実施することは困難であるものと予測される。

このような状況において、市民一人一人の活動も大切であるが、個人の力には限度があり、また、各自が思い思いに行動したのではその効果があまり期待できない。

被害の拡大を防止し、救出・救護活動を円滑に行うためには「みんなのまちはみんなを守る」という「共助」の考え方にに基づき、地域住民相互の協力により組織的な行動をすることが必要である。

このようなことから、現在全市域に自治会単位で結成されている自主防災組織においては、災害時の初動活動に必要な資機材の組織間格差をなくしていくとともに、すでに資機材が充実している組織には防災啓発活動を活発に継続、維持していくために、自主防災組織資機材等整備事業助成金を交付するなど、育成強化を図っている。また、自主防災組織が自主的に実施している防災訓練について、市の窓口で実施に向けての訓練計画の相談を受けた際には、地域の実情に合わせた実践的な訓練の手法を市から提案し、実施に向けた支援を行うなど、地域防災力の向上を図っている。

第4節 総合防災訓練

平成28年度は、熊本地震などを踏まえ、自助・共助・公助をテーマとした市民見学型の「総合防災訓練」から自助・近助・共助に特化した「市民参加体験型」の防災訓練「ひらつか防災フェア」に名前を変えて実施予定であったが雨天中止になった。

第5節 平塚市地域防災計画

本市の防災対策は、「平塚市地域防災計画」により、これまで風水害や地震について必要な応急対策の整備、充実を図ってきた。計画は、地震災害対策計画、東海地震に係る地震防災強化計画、風水害対策計画、特殊災害対策計画の4計画で構成されており、特に、地震対策については、昭和54年に大規模地震対策特別措置法により、本市が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されて以来、食料の備蓄をはじめ避難所や自主防災組織の整備など、地震防災体制の充実、強化を図ってきた。

阪神・淡路大震災など各種災害による教訓から改訂を重ね、防災対策の考え方は、災害発生後の応急対策の充実から被害の最小化を目標とした減災対策の充実へと方向性をシフトし、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓や課題から、特に津波対策を中心に、帰宅困難者対策、避難対策などを重点課題として、平塚市地域防災計画の改訂を行った。

また、平成26年1月、平塚市地域防災計画の概要等を紹介した防災啓発用冊子「ひらつか防災ガイドブックー災害に備えるー」を全戸配布し、各家庭や自主防災活動での活用を呼び掛けるほか、企業や公民館等の訓練や講話などにも活用している。

平成27年3月には、災害対策基本法の改正や土砂災害警戒区域指定等に伴い、地域防災計画を改訂した。

その後、神奈川県が、地震被害想定及び津波浸水想定を見直し、平成29年2月に神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）を改訂したことから、本市においても地震被害想定や津波浸水想定の見直しを踏まえて、平塚市地域防災計画の改訂が必要となっている。

第6節 平塚市国民保護計画

複雑化する国際情勢や国際的なテロ活動の活発化を受け、平成15年6月に武力攻撃事態対処法（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）、平成16年6月に国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が成立した。

国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村は、国民保護計画を作成することが義務付けられた。この計画は、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、市が、国・県・他の市町村関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておくものである。本市では、「平塚市国民保護計画」を平成19年4月に公表した。直近では、平成27年8月に国の「国民の保護に関する基本指針」、神奈川県「神

奈川県国民保護計画」の変更に基づき、「平塚市国民保護計画」の変更を行った。

第7節 防災行政用無線放送

市内 126 か所に屋外拡声器があり（無線 125、有線 1）、災害時の緊急放送をはじめ、行方不明者の捜索など、緊急を要する内容を放送している。

第1親局をコンフォール平塚（浅間町 11-1）無線局舎に、第2親局を市役所本館（浅間町 9-1）無線機械室に設置している。

平成 23 年度には、武力攻撃等による国民保護情報、緊急地震速報、津波警報等の緊急放送に対応するため全国瞬時警報システム（ジェイ・アラート）の運用を開始した。また、防災行政用無線を補完する受信手段として、戸別受信機に代わり防災行政用ラジオを市内の自治会へ貸与、学校、公共施設等に配備し、放送内容を電話で確認できるテレフォンガイドを整備したほか、携帯電話緊急速報メール、ほっとメールひらつか、ツイッター等による情報配信を行っている。

- 親局 第1親局（送信出力 3W）、第2親局（送信出力 5W）
- 屋外拡声器 126 か所（拡声出力 120W～360W）
- 愛の鐘 防災行政用無線機器の動作確認のため、1日に1回試験放送を実施している。
（4～9月は午後 5時 30分、10～3月は午後 4時 30分に「夕焼け小焼け」を放送。）